

# 入札仕様書

特別養護老人ホーム悠久の里（以下「悠久の里」と言う。）における外壁等補修及び浴室改修工事に関する条件付一般競争入札については、関係法令及び規則に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

## 1. 目的

この仕様書は、施設利用者の安全と生活環境の改善を図るために実施する、悠久の里の外壁補修補強及び基礎の補修工事、1F浴室（一般浴室及び特殊浴室）の改修工事について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 件名

悠久の里外壁等補修及び浴室改修工事

## 3. 対象工事概要

- (1) 外壁補修補強工事（別紙1-1、1-2参照 左記立面図の着色部分（アルミ目隠しルーバーを含む））
  - ①施設北側階段室（前室・屋上含む）に面する外壁部全面（基礎部分を除く）の補修・防水工事
  - ②金属サイディングによる施設北側階段室（前室・屋上含む）に面する外壁部全面（基礎部分を除く）の補強・塗装工事
  - ③上記工事箇所の窓、庇、笠木その他設置物の補修・防水・塗装工事
  - ④上記工事に伴う既存設置物の取り外し及び復旧工事
- (2) 基礎補修工事（別紙2参照）
  - ①構造クラックの補修工事
  - ②誘発目地シーリング打ち替え工事
  - ③上記工事に伴う塗装工事
- (3) 1F特殊浴室改修工事（別紙2、別紙3参照）
  - ①ユニットバス新設工事（TOTO社製 XAV1620UY）
  - ②既存浴槽の移設工事（酒井医療社製 CH-100 2台）
  - ③個別浴槽の新設工事（TOTO社製 PYS1114C#SC1 2台）
  - ④汚物流しの移設工事
  - ⑤浴室用グラフィートヒーター設置工事及び既存ヒーターの撤去工事
  - ⑥手摺設置等浴室内装工事
  - ⑦間仕切り設置等脱衣室内装工事
  - ⑧上記工事に伴う給排水等設備工事及び電気工事
  - ⑨消防法等その他法令等に適するための工事及び手続

(4) 1F一般浴室改修工事（別紙2参照）

①既存浴槽の取り外し工事（酒井医療社製 CH-100 2台／浴槽跡の改修含む）

②特殊浴槽新設に伴う給排水工事

(5) その他、上記工事に伴う電気・設備等に関する補修工事

#### 4. 納入期限

平成29年11月30日（木）

※施設内における工事については平成29年12月15日（金）まで対応可

#### 5. 納入場所

社会福祉法人高田福社会 悠久の里

新潟県上越市とよば186番地

#### 6. 担当

悠久の里 施設長 関原

TEL : 025-522-0033 FAX : 025-522-6710 E-mail : uq-sisetutyo@ymail.plala.or.jp

#### 7. 規格について

(1) 金属サイディングは製品保証が10年以上の物を使用すること。

(2) 金属サイディングが剥げ落ちないようにALC用の螺子等を用いて固定すること。

(3) 基礎の補修はUカットシール工法（Vカットシール工法）にて行うこと。その他の工法を行う場合には事前に担当者の了承を得ること。

(4) 外壁、基礎の工事に伴う塗装については、既存の塗料と同等及び同系色の物を使用すること。

(5) 新設のユニットバスはTOTO社製のXAV1620UY一式とする。ただし、担当者が認める場合に限り、他国内メーカー製の類似品を認めることとする。

(6) 新設の個別浴槽はTOTO社製のPYS1114C#SC1一式（2台）とする。ただし、担当者が認める場合に限り、他国内メーカー製の類似品を認めることとする。

(7) 新設の特殊浴槽の規格については浴槽機種が未定のため別途相談とする。

(8) 各工事箇所及び内装等については、各別紙を参照の上、現場確認時に担当者に確認すること。

(9) 入札価格には、全工事に必要な材料・運搬搬入出・足場組立撤去費用及び取り付け等に関わる付帯費用、その他役務の遂行に必要な打ち合わせ等に係る付随費用を含むこと。

(10) 現地の確認が必要な場合には、担当に連絡し日時を調整すること。

#### 8. 納入について

納入のスケジュールについては、事前に担当者と協議すること。また協議後にスケジュール表を作成し、担当者に提出すること。

## 9. 機器の設置及び工事について

### (1) 作業時間

- ・ 7：30から20：00までの時間内で担当者と調整すること。
- ・ 13：00から14：30までの午睡時間は大きな音の出る工事をしないこと。
- ・ 片付けに要する時間を含むこと。
- ・ 日曜、祝日に作業を行う場合は担当者と調整の上で行うこと。

### (2) 注意事項

#### 《工事全体に関する事項》

- ・ 納入する物品及び取り付けに利用する配管等の物品は、原則として新品とする。ただし、担当者の許可を得た上で、再利用可能な既存の設備を移設する場合や当会によって支給される場合はこの限りではない。
- ・ 工事用車両の駐車スペースは担当者と相談の上で確保すること。
- ・ 足場を組む場合、そのスペースは担当者と相談の上で確保すること。
- ・ 駐車場は利用者の安全に留意すること。また、近隣に配慮し苦情のないようにすること。
- ・ 工事期間中、工事時間中（休憩含む）に限り、作業員が施設内のトイレを使用することを許可する。ただし、清潔に使用すること。
- ・ 敷地内禁煙とし、喫煙する場合は車両内にて喫煙すること。

#### 《施設内工事に関すること》

- ・ 火災感知器等の移動が生じた場合は、消防法の定めに従い手続きを行うこと。
- ・ 感知器の誤操作による、誤報を通知しないようにすること。
- ・ 照明器具等の移設が必要な個所については担当者と協議して移設すること。
- ・ 機材搬入出の際には既存の設備に損害がないよう配慮すること。
- ・ 粉塵が工事箇所以外の室内に流入しないよう養生等を行うこと。

#### 《施設外工事に関すること》

- ・ 塗装工事の際は付近の車輛等に塗料が飛散しないよう風向き等に配慮すること。

## 10. 検収について

納品に際しては担当者の検収を受けるものとし、検収後、引渡書を提出すること。

### 11. 入札について

- (1) 入札書の様式は、入札書（様式第1号）とする。
- (2) 入札書は持参によるものとするが、書留郵便に限り郵送による提出も認めること。
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名または名称」及び「役職の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。提出先は「悠久の里」とし、入札日の前日必着とする。
- (5) 代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（様式第2号）を提出すること。

- (6) 入札者またはその代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。
- (7) 入札者またはその代理人は、名刺または入札権限に関する委任状及び印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。
- (8) 指名競争入札時において入札を辞退する場合は、辞退する件名・入札日・辞退する者の氏名または名称・辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出すること。
- (9) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。
- (10) 落札予定価格に達した入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、再入札においても落札予定価格に達しない場合は、落札予定価格により近い札を入れた2者とそれぞれ交渉し、交渉がまとまった場合に限り随意契約するものとする。

## 12. その他

- ・納入する製品には、傷・汚れ・その他外観を損ねるものがあるてはならない。
- ・その他不明な点は、担当者へ連絡し指示を受けること。

以上

(様式第1号)

# 入 札 書

1. 件 名 \_\_\_\_\_

2. 納入場所 \_\_\_\_\_

3. 入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円

※消費税は除くこと

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

代理人

印

社会福祉法人 高田福祉会

理事長 小 菅 貞 一 様

# 委任状

平成 年 月 日

社会福祉法人 高田福祉会

理事長 小菅 貞一 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者	住所	
	氏名	印

受任者	氏名	印
-----	----	---

## 記

1. 件名 \_\_\_\_\_

2. 納入場所 \_\_\_\_\_

以上